

# あなたの安心

「盗聴器は個人のプライバシーを侵し、ストーカー犯罪の助長にもつながる卑劣な機器。だが、日本には盗聴行為を規制する法律がない」

今年6月、東京都議会の本会議で民主議員が質問に立ち、盗聴の法規制の問題点についてこう指摘した。

プライバシー問題に詳しい田島正広弁護士によると、個人の家に入ると、盗聴器を仕掛けた場合は「住居侵入」、無線通信の内容を他人に漏らすと「電波法違反」、電話に

盗聴器を仕掛ければ「有線電気通信法違反」などに問われるが、抜け穴はある。

例えば、合鍵を持つ恋人が訪問した際、電話以外の所に機器を仕掛けたような場合、法の網からすり抜けてしまう恐れがある。

一方、盗撮行為で最近目立つのは、駅や商業施設など公共の場での隠し撮りだ。これらは都道府県ごとの迷惑防止

## 盗聴・盗撮を防ぐ③

条例が適用されることが多い。ただ、条例は地域によって罰則の軽重などに差が出てくるという問題もある。昨

夏、劇場での盗撮を禁止する「映画盗撮防止法」が施行されたが、性的な盗撮を一律に禁止する法律はない。

法整備が進まない背景には、盗聴、盗撮と、管理や監視との境目があいまいという事情もあるようだ。

例えば、子どもの生活を守るため、親が子ども部屋に盗聴、盗撮器を仕掛けた場合

## 規制の線引き難しい問題

はどうなるのか。田島さんに「小さな子どもなら親は監督し、保護する立場にある」というのが、子どもに非行の疑いがある場合など、目的と手段次第では正当化されることもある。

### 法規制は？

- ① 盗聴は「住居侵入」など
- ② 盗撮は「迷惑防止条例」など
- ③ 一律規制には難点も

#### 〈過去の盗聴・盗撮事件の例〉

07年 2月	パイロットが女性宅に盗聴器を仕掛けたことが発覚	電波法違反
08年 9月	大阪府教委で盗聴器が見つかる	?
00年 9月	タレントが都内の駅で女性のスカート内を盗撮	都迷惑防止条例違反
08年 8月	岐阜県内のスーパー銭湯で女が女湯で盗撮	県迷惑防止条例違反

The Asahi Shimbun

ある「そらだ。夫婦の一方が浮気を調べるため、自宅に盗聴、盗撮器を取り付けたらどうだろう。これも「プライバシーの侵害だ」が、浮気という民法上の不法行為の証拠をつかむためであれば、その侵害行為が正当化されることもある」。田島さんは「一律に法規制しようとする、本来許される正当な目的、相当な手段での録音、録画行為まで広く制限される恐れも出てくる。盗聴、盗撮行為をどう定義し、処罰対象の線引きをどこにするか決めることは難しい問題をはらんでいる」という。